

令和2年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和2年9月3日から令和2年9月15日まで第3回定例会が町役場議場に招集された。

令和2年9月15日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1 番 目 黒 克 博	2 番 蓮 沼 文 明	3 番 物 江 政 博
4 番 赤 城 大 地	5 番 横 山 智 代	6 番 渡 部 正 司
7 番 小 畑 博 司	8 番 佐 藤 宗 太	9 番 山 口 享
10 番 渡 部 順 子	11 番 五十嵐 一 夫	12 番 酒 井 育 子
13 番 青 木 美貴子	14 番 水 野 孝 一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐 藤 仁 一	書 記	川 田 良 子
書 記	橋 本 吉 嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 文 英	副 町 長	日 下 亮
教 育 長	鈴 木 茂 雄	会 計 管 理 者	五十嵐 吉 雄
総 務 課 長	大 島 光 昭	政 策 財 務 課 長	佐 藤 銀 四 郎
生 活 課 長	村 山 隆 之	建 設 課 長	板 橋 正 良
産 業 課 長	佐 藤 暢 一 郎	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子 ども 課 長	佐 藤 美 千 代		

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前 10 時 00 分）

なお、代表監査委員、仙波利郎 君より、所用のため、欠席の届け出がありますので、ご報告いたします

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第 4 号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、10 番、渡部順子君、11 番、五十嵐一夫君のお二人を指名いたします。

◎議案第 65 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 2、議案第 65 号「会津坂下町 議会議員及び会津坂下町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」を議題といたします。

説明は、すでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

条文の解釈というか、運用についての質問なんですけれども、第 4 条のウ、(2)のウについて、いわゆる運転手の雇用ということなんです、公職選挙法上では、通常これは労務者としての扱いで処理されるものなんですけれども、この条例ができることによって、労務者の扱いにせずに、この条例を適用して契約の扱いとするのか。それとも、第 4 条の本文のほうに書かれているとおり、旅客事業者、事業者ですね、事業者のみにそういう適用がなされるのか。また、その他の者とあるんですけれども、ここの解釈はいかがなものかと、ちょっとわかりづらくて申し訳ございません。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

まず、運転手というような表記については、これはわかりやすいというようなことの表記で、条例上は準則というのがきてますので、ここに運転手という表記をするというようなことでありますので、その表記についてはご理解をいただきたい。

それから、業務ですね、ですから、私、説明申し上げたときに、いわゆる旅客業者、いわゆるタクシー業者とか、ハイヤー業者と一緒に契約する場合には、その3点セットでもって自動車そのもの、それから燃料代、それから運転手というようなことで、一緒に契約をしてくださいというようなことだったんですが、ただそうじゃなくて、それをばらばらに契約することも当然これ可能でありますので、そういった場合には、そのそれぞれの基準の金額というのが、上限の金額がありますので、それぞれに契約をする場合には個人ごとをお願いをしたいというようなことなんですが、そういったことでよろしいでしょうか。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

つまり、今まで一般的に選挙カーを運転する方というのは、公職選挙法上の労務者という扱いをして、上限でいうと、金額でいうと1万円の上限があったわけなんですけれども、あくまでこの条文に記載されているのは、そのタクシー業者であつたりとか、そういった方々と契約する場合の金額。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

ではなくて、あくまでも一緒に契約する場合には、三つ、今の3点セットでもって上限がいくらいくらですよというようなことなんです。で、個別に、今の自動車、それから燃料代、それから運転手というようなことがあったんですが、運転手を別々に契約する場合には、上限で1万2,500円というようなことに、1日当たりですね、なってますので、これを適用していただきたいというようなことであります。そんなことでよろしいでしょうか。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

ということは、今の公職選挙法上の労務者というのは、そのまま残って、これとこれが併用といったらあれですけども、そういった形になるということですか。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

今、赤城議員おっしゃるとおりであります。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 65 号「会津坂下町議会議員及び会津坂下町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長(水野孝一君)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 66 号の質疑・討論・採決

◎議長(水野孝一君)

日程第3、議案第66号「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第67号「会津坂下町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 67 号「会津坂下町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 5、議案第 68 号「会津若松地方広域市町村圏整備組合規約の変更について」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 68 号「会津若松地方広域市町村圏整備組合規約の変更について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 69 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 6、議案第 69 号「会津若松地方土地開発公社の解散について」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 69 号「会津若松地方土地開発公社の解散について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎決算特別委員会委員長の報告

◎議長（水野孝一君）

日程第 7、決算特別委員会に付託しておきました議案第 70 号「令和元年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第 77 号「令和元年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」までの 8 件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

- 議案第 70 号 令和元年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 71 号 令和元年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 72 号 令和元年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 73 号 令和元年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 74 号 令和元年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 75 号 令和元年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 76 号 令和元年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 77 号 令和元年度会津坂下町水道事業会計決算認定について

◎議長(水野孝一君)

議案の審査経過及び結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、決算特別委員会委員長五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

11 番、決算特別委員会委員長の五十嵐一夫であります。報告します。

決算特別委員会に付託されました議案第 70 号「令和元年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第 77 号「令和元年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」までの 8 件について審査の経過、結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第 70 号「令和元年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定」について申し上げます。

9 月 10 日、木曜日、午前 10 時より議場において決算特別委員会を開き、委員 13 名出席のもと慎重に審査いたしました。

その結果、議案第 70 号「令和元年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」は、賛成全員で原案どおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第 71 号「令和元年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」から議案第 77 号「令和元年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」までの 7 件については、9 月 11 日、金曜日、午前 10 時から議場において委員 13 名出席のもと慎重に審査をいたしました。その結果についてご報告申し上げます。

議案第 71 号「令和元年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」については、賛成全員で原案どおり認定すべきものと決定しました。

議案第 72 号「令和元年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、賛成全員で原案どおり認定すべきものと決定しました。

議案第 73 号「令和元年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、賛成全員で原案どおり認定すべきものと決定しました。

議案第 74 号「令和元年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、賛成全員で原案どおり認定すべきものと決定しました。

議案第 75 号「令和元年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、賛成全員で原案どおり認定すべきものと決定しました。

議案第 76 号「令和元年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、賛成全員で原案どおり認定すべきものと決定しました。

議案第 77 号「令和元年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、議案第 70 号から議案第 77 号まで、8 件についての決算特別委員会における審査結果の報告を終わります。

続いて、講評を申し上げます。

本決算特別委員会におきましては、多くの委員より発言がありましたことに、委員長として感謝申し上げます。

委員各位の発言については、簡潔に的確な指摘をいただいたと評するものです。

執行部の答弁につきましては、真摯にかつ明瞭・丁寧であったものと評価します。

限られた時間の中で、真剣に審査を行い、議論を重ね、会議も淡々と進行し、混乱もなく終了したことは、議員各位の資質の向上と捉えます。また執行部においては、常に緊張感をもって臨んでいただいた現れと感じております。

ここに委員長より、議員各位と執行部に対し御礼を申し上げ、併せて委員長報告いたします。

◎議長（水野孝一君）

これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑は 1 件ごとに行います。

まず、議案第 70 号について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 71 号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 72 号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 73 号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 74 号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 75 号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 76 号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 77 号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。

討論・採決は 1 件ごとに行います。

まず、議案第 70 号「令和元年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」、反対討論の発言を許します。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

次に、賛成討論の発言を許します。

◎10 番（渡部順子君）

議長、10 番。

◎議長（水野孝一君）

10 番、渡部順子君。

◎10 番（渡部順子君）

議案第 70 号「令和元年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」認定することに賛成の立場から意見を申し上げます。

令和元年度一般会計の決算額は、歳入総額 73 億 9,477 万円に対し、歳出総額 71 億 1,242 万 6 千円となっており、実質収支について 2 億 4,490 万 3 千円の黒字となりました。

歳入におきましては、自主財源である町税の収入済み額が、前年度比より 2,359 万 4 千円増加しており、徴収率についても、町税全体の 97.37%、現年度分に関しましては 99.11%と驚異的な水準を維持して、先日、知事感謝状を贈呈されたと聞き及んでおります。

担当職員の徴収業務を強化された努力の結果と大きく評価するものであり、引き続き自主財源の確保に努めていただきたいと思うところでございます。

歳出におきましては、暖冬により除雪経費がかからなかった一方で、住民の安全・安心な生活を守るため、老朽化した橋りょうの補修工事や町営住宅の改修工事等を実施されました。長年の要望事項でありました高寺コミセンの屋根の改修も行われました。また、繰越事業であった小中学校への空調機の設置、町民体育館跡地への幼稚園児の送迎乗降所の整備も完了し、子どもたちの教育環境の充実にも努められました。

さらには昨年 10 月に発生した台風 19 号による被災についても、予備費や補正予算により迅速に対応され、厳しい財政状況の中にあっても、必要な事業を選択され、的確に執行されたと考えます。

昨日、一昨日、9 月 13 日、14 日、3 名の方が当町においても感染確認が報道されました。今後、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況下において、財政運営についてもより創意工夫が求められるため、今後とも適切な予算執行に努められ、「ばんげはやっぱいい」と思える持続可能な会津坂下町のために日々尽力されることをご期待申し上げまして、令和元年度一般会計歳入歳出決算認定に賛成の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、反対討論の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、賛成討論の発言を許します。

◎9 番(山口享君)

議長、9 番。

◎議長（水野孝一君）

9 番、山口享君。

◎9 番(山口享君)

私も賛成の立場から意見を申し上げます。

財政健全化が大きな課題となる中、令和元年度一般会計歳入歳出決算の実質収支は、2 億 4,490 万となったことは大変うれしいことであります。特に歳入におきましては、町税の増額、町有地の売却、ふるさと納税といった財産収入などの自主財源の収入済み額が、前年度よりも 7,664 万も増加していることもうれしいことです。さらに歳出におきましては、各部署、各課、各班が歳出をぎりぎりのところまで切り詰め努力したこと、また的確に各種事業を執行されたことに対し、感謝申し上げたいと思います。

また、令和元年度では財源不足により財政調整基金からの繰り入れがなく、歳計余剰金等を財源に基金積立を実施したことから、令和元年度末の財政調整基金残高は、3 億 933 万円と大幅に増加しました。大変喜ばしいことであります。

昨年策定されました財政健全化アクションプランを基に、町財政の健全化は確実に前進しており、齋藤町長はじめ、職員の皆様方の努力の結果であると高く評価するものであります。

アクションプランにおける財政シミュレーションでは、厳しい財政状況があと数年続くと見通しではありますが、住民サービスの維持・向上と安全安心な生活の確保は行政と議会の責務であります。

財政の健全化を最重点課題としながらも、第 6 次振興計画に掲げる「みんながつながる」の基本理念のもと、「住み続けたい、やりたい事があふれるまち」の実現を目指して、創意・工夫、協働のまちづくりによる各種政策・施策の展開を進めることを要望いたしまして、令和元年度一般会計歳入歳出決算認定につき賛成の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 70 号「令和元年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第 71 号「令和元年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 71 号「令和元年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 72 号「令和元年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 72 号「令和元年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 73 号「令和元年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 73 号「令和元年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 74 号「令和元年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 74 号「令和元年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 75 号「令和元年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 75 号「令和元年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 76 号「令和元年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 76 号「令和元年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 77 号「令和元年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 77 号「令和元年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

◎議案第 78 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 8、議案第 78 号「令和 2 年度会津坂下町一般会計補正予算(第 6 号)」を議題といたします。説明は既に終わっておりますのでただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

歳出の中で 10 ページです。一番上、インフルエンザ予防接種について伺います。

これまでインフルエンザの予防接種については、全世代ともに無料化を進めたらどう

だという意見もたびたびあったかと思います。また、昨年の未来トークの中でも、インフルエンザ予防接種の希望が出されました。それらに対して、これまで町は、効率の問題、そして安全性の問題等々で、この事業を実施を見送ってきたという経緯があるかと思っています。

今回、このインフルエンザ予防接種をするにあたり、これまで町が述べていた安全性の問題、そして責任の問題については、どのように説明をするのか伺いたいです。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

今回のインフルエンザ予防接種助成でありますけれども、背景には新型コロナウイルスによります感染拡大があります。新型コロナウイルスに対しましては、有効なワクチンとか治療法が現在のところありませんので、今後、冬になるにしたがいまして、インフルエンザと同時に流行するということが予想されております。それで、症状的にも光熱や咳といったような、インフルエンザとコロナウイルスに関しましては共通するところも非常に多く、その判別が非常に難しいわけであります。

したがいまして、こういった中で各医療機関におきまして、最終的にはコロナウイルスとインフルエンザが同時に流行した場合に、医療崩壊ということも十分懸念されるわけであります。そういったことで、医療現場に困難が生じないためにも、今回、インフルエンザの流行を最小限抑えるための方策としまして、インフルエンザの助成ということをこの予算で盛り込んだわけであります。

対象につきましては、今までの 65 歳以上に加えまして、64 歳以下の方も対象になるというような内容で予算を計上しております。以上でございます。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

私が質問したのは、今まで町はインフルエンザ予防接種、全世代に行うことに対して、その効果、何%しか効かないと、そういった効果と、それから安全性、そして責任について、実施しないという、そういう理由を繰り返しておりました。これについての見解について、このことについてはどのように考えているのか、もう一度伺います。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

確かに予防接種というのは、どの予防接種もそうなんですけれども、全くの安全ということはありません。そういった中で、今回のコロナウイルスの発生の中におきましては、どちらのリスクを取るかということも考えた中で、最終的な医療崩壊に至らないためにも、インフルエンザの予防接種をすることが非常に有効であるということで、今回措置させていただいたものであります。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

ということは、今まで懸念をしていた安全性、あるいは責任については、そのまま継続をしながらということでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

先ほども申し上げましたように、確かに予防接種というのは安全性というのは、全く100%安全ということはどの予防接種でもありません。そういった中で、ご本人にもある程度の判断を求めていただいた中で接種するというような考えとなっております。以上です。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

判断を求めるというのは、具体的にどのようなことですか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

まるっきり全額助成となりますと、ほとんど強制的に接種ということが前提になるか
と思います。今回におきましては、一部助成ということで、負担額を 2,520 円、町で持
つということで、ほぼ半額の助成ということになっております。

したがいまして、ある程度、この内容につきましてもご本人の判断も含めた中で行う
ということになっております。予算措置の中でも住民全員ということでは計上してはお
りませんで、住民の方がある程度自己判断ということに基づいて実施していただきたい
というものであります。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

これまで町が答弁していたことについては、ちょっと矛盾するかなとやっぱり思いま
す。無理があるかなと思います。これによって事故が起きたら、町は責任を取るという
ふうに解釈してもよろしいでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

予防接種につきましては、事故が起きた場合については、当然、町で補償する部分で
ありますけれども、今回においてはリスクの天秤にかけるわけではないですけれども、
コロナウイルス対策の一環として今回の予算措置をしたものであります。

◎議長(水野孝一君)

ほかにございませんか。

◎9 番(山口享君)

議長、9 番。

◎議長(水野孝一君)

9 番、山口享君。

◎9 番(山口享君)

19 ページの中学校費で、17 番、備品購入費、これと議案にあります、これからの議案
で 85 号にある財産取得の整合性について教えてください。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

19 ページの備品購入費につきましては、いわゆる内容につきましては、タブレット 726 台、モバイルルーター 230 台、カメラとマイクが 15 台の予算となっております。この分につきましては、いわゆる今回、歳入のほうでも計上してありますが、GIGA スクールの国の補助事業に対する補助対象分を今回全額計上させていただきました。前回の予算措置からの間に補助決定をいただきましたので、今回残りの分の全額分ということで、タブレットで言いますと 1,179 台のうちの 726 台分、残り分を全額計上させていただきました。

この後、財産の取得の中でご審議をいただく分については、すでに見積り、入札を行いました、いわゆる補助対象外だった部分を先行して執行させていただきました分の中身になりますので、いわゆる前回の分につきましては、補助対象外の分、今回の分については、残りの補助対象いただいた残りの全台分の機器の関係の予算措置ということになっております。以上です。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎7 番（小畑博司君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番（小畑博司君）

14 ページに鳥獣被害対策実施隊にかかる予算補正が載っております。特に狩猟免許取得費等については、現在の実施隊の方の中で、猟免許を取得するための経費であるというようなご説明があったと思います。現状、周辺の山間、里山に近い部分につきましては、特にイノシシの被害というのはすごく拡大しているということは認識されていることだと思いますけれども、それによって農作物も被害、これからまた実りの秋を迎えるにあたって、さらに被害の拡大とか、あるいはそこから人的被害へ拡大しかねないというような懸念もしているところでございますけれども。

抜本的にイノシシ等については、くくり罠によっての対応というのが求められていると思いますけれども、一つや二つではくくり罠は設置しない、10 や 20 という多くの罠を掛けるような対策をしていると思います。それを何箇所にもやるというふうになると、本当に対策、実施隊の方のみの対応では、本当にご苦労だなという思いもしてますし、これから対応しきれののかなという懸念もあります。

昨年からも申し上げておりますけれども、きちんとした猟銃を持つての鳥獣被害対策だけではなくて、そこを補助する機関として、猟免許取得する方を多く募って、対策を

するという緊急性があるというふうに思ってるんですけども、その件に対してどのようなお考えをお持ちなのか聞きたいと思います。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

今ほどのご質問ですが、罨免許の取得希望者に対しましては、実施隊のメンバーに限らず町で補助を出しておりますので、そちらのほうを利用していただいて、罨の免許のほうは取っていただきたいというふうに考えております。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

私が申し上げているのは、罨免許を取る希望者がいたら補助してくれということはあるにしても、ただ、罨免許を取っただけではどうにもならないと思うんですけども、やっぱり組織的に罨の管理であったり、仕掛けであったり、そういうことを組織的にする必要はあると思うんですね。あくまでも鳥獣被害対策実施隊と補完する形での組織づくりというのが急務だと思うんです。希望する人があれば申し出てくれでだけではなくて、やっぱりそういった中山間地周辺の里山に近い方々については、もっともっとそういった町からももちろん要望、対策として、こうしたいと、ぜひ罨の資格取ってくれというふうな呼びかけというのを含めて必要だというふうに私は思っているんですけども、その辺のお考えはないでしょうか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

その罨免許を希望する方につきましては、猟友会、ございます。実施隊のメンバーが全て猟友会のメンバーではないんですけども、まず猟友会のほうに入っていて、その罨の講習とか、そういうのを一緒にやっていただくというようなことを思っております。それで、その希望者の勧誘といいますか、猟友会の中でも募っております。絶えず今、募集を、募集までいきませんが、勧誘はしているところであります。

町としても、ぜひとも猟友会にまず入っていて、講習なりを受けていただいて、

その罠設置の免許を持っている方をどんどん増やしていってもらいたいというようなことでは思っております。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

イノシシのみならず、ハクビシンとかクマも含めて、捕獲頭数も結構今年もございました。私自身は非常に危機感を持っているわけですが、なんか危機感が伝わらないということで、大丈夫かなと本当に心配なんです。産業課長だけではなくて、町全体の幹部の方に危機感を持っていただきたいというふうな思いなんですけども、いかがでしょうか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

もちろん、今議員おただしのとおりに思っております。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

この件につきましては、ご承知のように今、猟友会と実施隊、駆除実施隊お願いしてるんですけど、駆除だけで済む問題ではございません。そしてご承知のように、発生源を断つというのにも必要なんですけど、もともと猟友会とか実施隊に入る人は高齢化してなくなってます。一番大事なのは、これ広域間でやらないと絶対にだめです。これは、この問題は坂下だけじゃなくて、1 頭、2 頭、10 頭獲ったからって少なくなるものじゃなくて、そういう意味では森林環境も含めた中で、今、振興局を含めた中で、全域の中連携を取りながら、課題解決という部門の中でお互い連絡取りながら、どういうふうにやっていくか。ひょっとしたら、やっぱり人員が足りなくなれば、それこそどこでもありますけれど、職員とか、農協職員とか、やっぱり地元にいる人に、どういうふうに関係できるかまで含めた中で、連携した中でやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎10 番（渡部順子君）

議長、10 番。

◎議長（水野孝一君）

10 番、渡部順子君。

◎10 番（渡部順子君）

16 ページの 4 項、都市計画費なんです、その中で 14 節、工事請負費であります、これはどこの部分だかわかれば教えてください。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

16 ページ、公園費の 14 節、工事請負費の 50 万 6 千円であります、この部分につきましては、中央公園の南側の伐木という部分で、5 本程度伐木したいということで計上させていただいているところでございます。以上であります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

4 ページの地方債補正であります、限度額 1,170 万ということで、これを廃止ということなんです、これの該当する部分は土木費の地方債の減額というところになって、その分が一般財源から補填されるようですが、説明の中で聞き間違いかどうかわかりませんが、交付税措置がないためというような説明があったと記憶してるんですが、こういうふうに廃止することになった経過というのはどういうものなのでしょうか、お伺いいたします。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

まず廃止に至った経過につきましては、財政健全化アクションプランで定めます交付税の新規発行額の、すみません、地方債の新規発行額の4億円というものがまず一つあります。今回、4ページにありますとおり、変更額で一番下にあります臨時財政対策債、交付税の決定に伴いまして、今回、3,651万5千円が増額となっております。また、その一つ上なんですが、GIGAスクールにかかります学校情報通信ネットワーク債が4,150万円増額となっております。

この社会的な要因と、あと交付税の決定に伴います要因に伴いまして、お約束の4億円を超えるような状況に発生をしたという状況の中から、この廃止であります1,170万円を減額したいという経緯になったものです。

なお、この道路改良事業債を廃止したという原因につきましては、議員ご質問のとおり、交付税措置のない、将来的に財政に交付税として戻ってくるものではないので、単純な借り入れになるため、この事業債を廃止し、4億円以内におさめたという状況でございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

もう一つお伺いします。変更、4 ページですね、地方債補正の変更ですが、消防施設整備事業、消防施設、2 件あるんですが、これ補正があるんですが、この事項別明細書の中では、消防施設整備事業についての補正に対しての項目がないんですけれども、この辺はどうして为什么呢、お伺いいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

財源内訳の補正という形で出ているはずですが、大変申し訳ありません、明確に今答弁できませんので、後ほど答弁させていただきというふうに思います。

◎議長(水野孝一君)

答弁保留、よろしいですか。

暫時休議といたします。

(午前 10 時 53 分)

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前 10 時 54 分）

答弁願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

大変申し訳ありませんでした。今回の補正につきましては、財源の内訳の補正ではありますが、同額の補正であったため、起債の入れ替え、もともと予定しておりました過疎対策事業債であったものが、県、国の過疎枠のオーバーしたことによって、緊急防災減災事業債にまるっきり入れ替えたという状況でございますので、同額補正であったため財源内訳の補正もなく、今回、9 款として表していないという状況でございます。よろしく願います。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 78 号「令和 2 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 6 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 79 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 9、議案第 79 号「令和 2 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。説明は既に終わっておりますのでただちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 79 号「令和 2 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 80 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 10、議案第 80 号「令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。説明は既に終わっておりますので質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 80 号「令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 81 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 11、議案第 81 号「令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。説明は既に終わっておりますのでただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 81 号「令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 82 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 12、議案第 82 号「令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。説明は既に終わっておりますのでただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 82 号「令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 83 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 13、議案第 83 号「令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。説明は既に終わっておりますのでただ

ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

4 ページの歳出、農業集落排水事業費で特定財源が減額、その分、一般財源。そして。
大変失礼しました。

◎議長(水野孝一君)

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 83 号「令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長(水野孝一君)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩のため休議いたします。

(午前 11 時 02 分)

再開を 11 時 15 分といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前 11 時 15 分）

◎議案第 84 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 14、議案第 84 号「令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。説明は既に終わっておりますのでただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

先ほどは失礼しました。4 ページの 3、歳出なんです、今回 226 万 8 千円が補正で事務委託費に増額に対して捻出しておるわけなんです、この 226 万 8 千円を捻出するのに農業集落排水事業費で財源内訳の補正であります、その他の減額、一般財源で補填していると。今度、農業集落排水事業費のほうでは 202 万 3 千円が特定財源として、それに一般財源を合わせて 226 万 8 千円になったんですが、このお金のやり繰りについて、ちょっとなかなかよく理解できないものですから、よくわかるように説明していただきたいのです。

あともう一つは、この特定財源のその他 202 万 3 千円というのは、財源の中身というのはどんな財源なのかお伺いしたいと思います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

今回の 226 万 8 千円につきましては、農業集落排水事業の維持管理部門ということで増額補正をさせていただきました。真木、津尻の施設の維持管理の部分ということで、喜多方市さんのほうと協定を結んでいる中での負担金の増という部分でございます。

その財源内訳であります、その他の部分の 202 万 3 千円の増額につきましては、この部分については特定財源であります使用料の部分を増額させていただいて、あくまでも維持管理の部分については使用料で充当していくという基本的な考えのもとで、あくまでも特定財源は維持管理の経費に全て充てていくと。それで、残った部分については一般管理費起債の償還にまわしていくというような考えのもとで行っておりまして、今回の全て歳出の増につきましては、あくまでも維持管理の部分でありますので、使用料の特定財源で充当させていただく。その部分で、使用料の部分については、総額が決ま

っておりますので、一般会計からの補填、今回補填させていただいている部分については、一般管理費のほうに充当させていただくということで、一般管理のほうでその他 202 万 3 千円については維持管理のほうにまわさせていただいて、新たに増額させていただきました一般会計繰入金については、一般財源のほう、並びに不足する部分について充当させていただいたというところでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 84 号「令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 85 号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 15、議案第 85 号「財産の取得について」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第 85 号 「財産の取得について」

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

- | | | |
|-----|-----------|--|
| (1) | 財 産 の 名 称 | 本体、タブレット端末(Apple iPad MW742J/A) |
| | 種 類 | 付属品、ケース付きキーボード(ロジクール RUGGED COMB03 iK1054BB) |
| | 数 量 | 453 台 |
| (2) | 取 得 の 目 的 | 児童生徒1人につき1台のタブレット端末を整備し、学習活動の充実を図ることにより、児童生徒の確かな学力の定着・向上を目指すため |
| (3) | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札 |
| (4) | 所得予定価格 | 1,933 万 4,040 円 |
| (5) | 取得の相手方 | 喜多方市松山町村松字馬道上 3313 番地 4
株式会社アクシス
代表取締役 切上重年 |

令和2年9月15日提出

会津坂下町長 齋 藤 文 英

◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明を求めます。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

議案第85号「財産の取得について」をご説明申し上げます。

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めたいというものであります。

このたびの「財産の取得」につきましては、GIGAスクール構想に基づく、児童生徒1人1台の情報教育用機器を調達するもので、「タブレット端末」及び「ケース付キーボード」をそれぞれ453台取得するものでございます。

内容についてでございますが、

1、財産の名称、種類、数量につきましては、「タブレット端末」及び、「ケース付キーボード」それぞれ、453台購入するものでございます。

2、取得の目的につきましては、児童生徒1人につき1台のタブレット端末を整備し、学習活動の充実を図ることにより、児童生徒の確かな学力の定着・向上を目指すためであります。

3、取得の方法は、指名競争入札で実施をいたしました。

4、取得予定価格につきましては、1,933万4,040円で、消費税を含んだ金額でございます。

5、取得、買い入れの相手方ではありますが、喜多方市松山町村松字馬道上 3313 番地 4、株式会社アクシス、代表取締役、切上重年であります。

別紙入札結果表をご覧ください。

落札価格が 1,757 万 6,400 円、消費税 175 万 7,640 円となります。以下、朝日システム株式会社、株式会社エフコム、株式会社佐藤電設、株式会社八重電業社、5 社の入札結果であります。

説明は、以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 85 号「財産の取得について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 86 号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 16、議案第 86 号「財産の取得について」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第 86 号 「財産の取得について」

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

(1) 財産の名称・種類・数量

- ・プロジェクター(maxell MC-TW3506J)45 台
- ・マグネットスクリーン(IZUMI WOL-M60V)45 台

(2) 取得の目的 児童生徒1人につき1台のタブレット端末を整備するにあたり、端末の活用に欠かせないプロジェクター及び、画像を投写するためのスクリーンを各小中学校の全クラスに整備するため

(3) 取得の方法 指名競争入札

(4) 所得予定価格 1,073 万 1,600 円

(5) 取得の相手方 会津坂下町字稲荷塚 75 番地 2
有限会社 高銀商店
代表取締役 高久豊人

令和2年9月15日提出

会津坂下町長 齋 藤 文 英

◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明を求めます。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

議案第86号「財産の取得について」をご説明申し上げます。

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めたいというものでございます。

この度の「財産の取得」につきましては、GIGAスクール構想に基づく、児童生徒1人1台端末を整備するにあたり、端末の活用に欠かせないプロジェクター及び、画像を投写するためのスクリーンを、小中学校全クラス分、それぞれ45台を取得するものでございます。

内容についてでございますが、

1、財産の名称、種類、数量につきましては、「プロジェクター」及び「マグネットスクリーン」それぞれ、45台を購入するものでございます。

2、取得の目的につきましては、児童生徒1人につき1台のタブレット端末を整備するにあたり、端末の活用に欠かせないプロジェクター及び、画像を投写するためのスクリーンを各小中学校の全クラスに整備するためでございます。

3、取得の方法は、指名競争入札で実施をいたしました。

4、取得予定価格は、1,073万1,600円で、消費税を含んだ金額でございます。

5、取得、買い入れの相手方でございますが、会津坂下町字稲荷塚75番地2、有限会社高銀商店、代表取締役、高久豊人であります。

別紙入札結果表をご覧ください。

落札価格が975万6,000円、消費税97万5,600円となります。以下、有限会社関ビジネス、有限会社ピー・エス・シー、田村屋の4社による入札結果であります。

説明は、以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第86号「財産の取得について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

失礼しました。もう一度採決いたします。

（「議事進行」の声あり）

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

そういったことが認められるのかどうか、ご判断をお願いします。

◎議長（水野孝一君）

休議します。

(午前 11 時 30 分)

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午前 11 時 30 分)

議長判断でいいそうでございます。よろしいですか。

それでは議案第 86 号「財産の取得について」採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第 4 号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 17、総務産業建設常任委員会に付託をしておきました請願第 4 号「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する請願書」を議題といたします。

議題とした請願の審査経過及び結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、総務産業建設常任委員会委員長渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

総務産業建設常任委員長の渡部正司でございます。それでは報告をさせていただきます。

令和 2 年 9 月 9 日に北庁舎会議室におきまして、全委員出席のもと開催し、審査いたしました。審査した請願は、日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する請願書であります。

はじめに、過去に同様な請願が出された内容があるかという確認の意見があり、前回出されたものとしては、核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出の請願というこ

とがあり、今回の表題とは違うものであり、これは3年前であったことを確認しました。

次いで、各委員から意見がありました。

まず、日本はアメリカの核の傘にあるということであり、安全保障が守られている現実があります。隣国では核兵器の実験、ミサイルの実験をしている。そのような中で、我々がどうこうではなく、国が判断する以上、この請願には反対するという意見であります。

また、平成29年に同様の請願が出されて、その後、国際的にどのような変化があったのかどうか、請願の内容についてどうなのかということについては、もっともだと考えている。現在の日本の立場では、アメリカとの安全保障がある、建前等が変わっていなければ議会として請願を出すべきなのかどうかという思いであるが、現時点では時期尚早であり、今回は反対とする。

また、別な委員からは、核兵器禁止条約は崇高なものであり、出すのは賛成したいと思っておるが、日本国は批准しない。どうして批准しないか三つの理由がある。第1に、核兵器を開発している北朝鮮という国家がある現実。さらに同盟国アメリカの核の傘下に入っている安全保障上の条約がある。三つ目には、保有国と非保有国が一緒になって段階的にやらないといけないと思っている。保有国が全く入っていない、そして核の傘下に入っている日本、韓国、オーストラリア、NATO、ドイツといった国々が一緒になってやるべきだと思っており、時期尚早である観点から反対とする。

また、別な委員からは、日本が唯一の被爆国であることを一番に考えなくてはならない。私たちのところで被爆していないからというのは何の意味もない。東日本原発事故を思い起こしても、今、福島県の中で、広島、長崎に次いで福島県からは反対の声をあげなければ、ますますおかしいことだと思う。日本はアメリカの傘の下にあるのであれば、アメリカの植民地であることを認めるということになるのか。自分たちの心の中で国がどうか、周りがどうかよりも、自分の意見、自分の考えとして、この議会の中でなおさらのこと自分の考えとして出すべきだ。日本国民として、長崎、広島の人たちの今までの苦労、これからを生きる子どもたちのことを考えたとき、二度とあのような悲劇を繰り返したらいけない。そういう思いから、この請願には賛成できる。

また、別の意見として、安全保障上の議論がされているが、国民の安全安心を守るには核はよくないという判断を持っている。しかし、いろんな形で、隣国の関係とか、問題があるが、守るにはこういった形の施策を取らないといけないと考えている。安全保障上のいろんなことがあるが、直視しないといけないのは、国民を守る、そういった観点から見れば、この請願には反対である。

次いで、別な委員からは、この請願については結論から言うと反対する。趣旨等は大変理解できるものであるが、国として国民の生命、財産を守るという観点、そして核兵器等と禁止すべきであろうと誰しもが思うところであるが、現在の周辺諸国の環境を垣間見ると、それがなかなか改善されない。禁止条約の調印、批准をしている国々は核保有国でない、核保有国と同調し、それを達成していくというようなことが望ましいと思うが、この請願の中身からすると、現段階ではなかなか賛成することはできないという

意見がありました。

また、別な意見としまして、核保有国と核を持たない国が一緒にということであるが、その前に一緒になってその土台をつくるには、まずそれに対して批准国を多く求め、その中で話し合いをすることが前提ではないだろうか、非保有国が入っていないからというのは、私たちの段階でそんなにはっきり言えることなのか、今、県内の自治体でも、この請願に対して賛同するところが出ている。福島県では 23%であるが、岩手県では 100%この請願が受け入れられている。県民の思いの中の差か、しょうがないけれども、福島県で原子力発電所の被害にあった県民の人たちと心を一緒に寄せなければいけない。私たちは町民であるにも関わらず、そういうことには目を向けていただけないというのはとても残念。いろいろ調べていただいて検討していただきたいというような意見が出されました。

なお、全委員から意見をちょうだいした後、町執行部から参考意見があったらお願いしたいということについては、何もございませんでした。

最終的に、この請願に採択することに賛成の、失礼しました。採決をすることになり、採択することに賛成の挙手が少数により、この請願書を不採択とすることに決定をしたものであります。

以上、報告であります。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎7 番（小畑博司君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番（小畑博司君）

詳細な報告、ありがとうございました。真摯に時間をかけて討論がされたというのが率直に受け止めることができました。

ただ、私はこの請願の紹介議員として、壇上で趣旨の説明をさせていただきました。その中で、62 年前に我が町の議会では、非核平和都市宣言を議決されている先輩議員方の経過がございます。そうしたものについて、どのようなお話がなされたのか、なされなかったのかお伺いします。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、総務産業建設常任委員会委員長渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

委員会の中では、その話は出ませんでした。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

では、いろいろな情勢、周辺国の情勢であるとかのお話されましたけれども、日本は非核三原則というものを堅持していることになっています。そのことについては、どのようなお話がなされたんでしょうか。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、総務産業建設常任委員会委員長渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

その話もございませんでした。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

基本的にこの核兵器廃絶については、長い歴史がございますので、そういった歴史の経過の中で、核をつくらず、持たず、持ち込ませず、こういう三原則のもとにきているということも話のもとにならないで、この現在の情勢だけに、これ意見になっちゃうか、質疑としては、ちょっと疑問に思ったものですから、そういう意味では、十分なされたのか、討論なされたのかなというふうなちょっと疑問を持ったものですから、今一度、全体的にそういった歴史的な経過というものをどのように受け止めてお話がされたのか、ちょっとこれは。何と言ったらいいのか・・・。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、総務産業建設常任委員会委員長渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

今の質疑であります、歴史的な経過であるとか、ここに至っている経過などについて

でも一切ございませんでした。現状を取り巻くことが一番出されたものであります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番（横山智代君）

私は、この請願に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

この核兵器禁止条約に対して批准するように求めるこの請願ですが、2017 年にノーベル平和賞を受賞した、核兵器廃絶国際キャンペーン I C A N、このことは皆さん憶えていらっしゃるでしょうか。その中で重要なメッセージとして、核兵器が存在する限り、世界は安全ではあり得ない。そう彼らは重要なメッセージとして伝えております。

今日の核兵器は 1945 年に日本に落とされた原爆よりも、はるかに大きな破壊力を有しています。核戦争が起きれば何百万人もの人々が殺され、この地球の大部分の気候や環境を劇的に変動させます。人類がこれまで全く経験してこなかった形で社会を不安定化させます。限定的核戦争という考え方は幻想でしかあり得ません。

核兵器は軍事目標と民間目標を区別しません。戦争において使われれば、一般市民に対して不釣り合いな形で被害をもたらし、甚大で不必要な苦しみを押し付けます。核攻撃による破滅的な影響の中にあっても、一般市民が自らも守ることは事実上不可能です。それゆえ、核兵器の使用は、あるいは核兵器を使用するとの威嚇さえも人道的、道徳的、そして法的見地を含め、いかなる見地からも受け入れがたいものと思います。

現在、世界には約 1 万 5,000 発もの核兵器があります。日本には約 48t のプルトニウムを保有し、それは核兵器 7,000 発から 8,000 発に相当します。それらを考えましても、この核兵器、絶対に廃絶、これが全人類の願いであると思います。核兵器の拡散に反対し、核軍縮を支持する努力に対して与えられる称号、それがノーベル平和賞です。

私は、この唯一の被爆国である日本の国民として、そして福島県、あの原発事故にあわれた皆さんのこと、そして私たち自身も、今その風評被害の中で苦しんでいる人がたくさんいる中で、この請願に対しては断固として賛成するものです。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎10 番（渡部順子君）

議長、10 番。

◎議長（水野孝一君）

10 番、渡部順子君。

◎10 番（渡部順子君）

この請願に反対する立場から申し上げます。

今、核開発を続けている北朝鮮の脅威。そして、同盟国であるアメリカの核の傘の下にあるという事実。そして、核軍縮は保有国と非保有国が一緒になって段階的に進めないと意味がないというようなことで、この請願は反対といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

本請願を採択すべきとの立場から、委員長報告に反対し討論を申し上げます。

核兵器廃絶は人類の悲願ではないでしょうか、核兵器は人間によってつくられ人間を苦しめています。日本は唯一の被爆国であり被爆者は今も苦しんでいます。核実験被害者にも苦しみは及んでいます。核を保有することにより管理が完璧に行うとしても、核がある以上は核の危機に怯えていなければなりません。偶発的な事故が起きることもあります。核が廃絶されれば、核による事故はあり得ません。核廃絶を訴えていくべきであります。

日本ではアメリカの核の傘による安全が保障されているとの声があります。軍事の抑止力が保たれている。果たしてそうでしょうか、尖閣諸島の領有侵犯、竹島の不法占拠、ロシアの北方領土の略奪に抑止力が働いているのでしょうか。

小学生に核の脅威を説けば、素直になくすべきと答えるでしょう。中学生・高校生・大学生と高学年にいくにしたがい、現実的な国際情勢を考慮して、核を肯定する割合は増えてくるでしょう。今の国際情勢から現実を見れば、核肯定論もそれなりの説得力はあるでしょう。

しかし、核があるべき世界がいいのか、ない世界がいいのか、二者選択を問えば、核がない世界が理想だと一般人は答えるのではないのでしょうか。核がない世界が理想ではないのでしょうか。

政治とは何でしょう、一つとして、理想に向かって理想を実現させるのが政治ではないのでしょうか。国を統治する為政者も狂った為政者でなければ、理想に向かって実現へ

と遇進すべきです。我々地方の議員にとりまして、理想実現のために行動するのが責務でもあります。

今、国際情勢はいろんな地域で紛争が絶えず起こっています。核が行使されたら取り返しのつかないことが予測されます。平和な世の中、安心な世の中に向かっていくには核廃絶もその一環です。現実を考えれば実現は難しいものがあります。しかし一步步着実に訴えていきましょう。理想実現のためにもローカルな町議会からも、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見を届けることは大変意義ある行動であります。この請願を採択すべきものと申し上げ、討論いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

私は、委員長報告に対し賛成の立場で、すなわち本請願を採択すべきでないという立場で討論いたします。

確かに、日本は唯一の被爆国であり、この請願の趣旨については十二分に理解をいたします。日下義雄こと石田五助、高野源進、畑俊六などの人物を思えば、長崎・広島二つの町と本町を含む会津とは不思議なつながりがあるように思います。私自身、広島は第二のふるさとであり、被ばく 2 世と呼ばれる方々の思いも、この耳で伺っております。そのため、人一倍の学習を重ね、人一倍の強い思いをこれに抱いているのも事実です。

しかしながら、請願の内容に賛同することと、議会として採択か不採択かを決するのは別物でございます。地方自治法第 99 条には、当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を提出できると記載されておりますが、条約の締結は、内閣の専権事項であること、その承認においては国会に権限が与えられていること、そして、請願の内容は本町の公益に関する事件と必ずしも言えるかが疑問が残るということなどを考えると、本請願を採択することは本議会の権限にそぐわないと思われることから、委員長の報告に賛成いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎7 番（小畑博司君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

私は、本請願を採択すべきものの立場で討論いたします。

私は紹介議員を代表しての趣旨の説明も行いましたけれども、私自身、日本国憲法は世界に誇るべき憲法だと思っております。ただし、それが全て実現されているかといえ、まだ道半ばにあると思います。憲法は、その多くは権力者を縛る法であります。その理想に向かって私たちは誇りを持って生きていきたいと思いますが、私自身、そんな立派な人間ではございません。まだまだ自分自身も勉強足らずの、本当に取るに足りない人間だというふうに思っておりますけれども、それがゆえに、今持てる力を十分発揮して、町民の皆さんのお役に立ちたいと思い、議員として活動しております。

その中において、この核廃絶、核兵器の撤廃、よくいわれますけれども、教科書どおりにはなかなか人間は生きられません。多くの矛盾を抱えながらも、理想に向かって何とか小さな努力を積み重ねる。そういう積み重ねの中に、今、自分がいるんだろうなというふうな思いであります。

しかし、理想と現実の違いといわれましても、核兵器だけは建前も本音もない。これは絶対になくさなければいけない、それが町民の皆さんの願いであろうと思いますし、これからも平和をつくるにあたっても、核を頼りにしなければできないのか、非常に情けない思いでいっぱいあります。

今、中学生の教科書を見させていただきました。原水爆禁止運動についてはこのように記述されております。1954年、ビキニ環礁で行われた核実験によって、第五福竜丸が被爆をし、半年後に久保山愛吉無線長が亡くなりました。こうした中で原水爆の禁止を求める署名運動が始まり、3,300万人を超える署名が集まりました。1955年、被爆から、その第五福竜丸事件から10年後、8月6日に第1回の原水爆禁止世界大会が開かれ、現在も様々な困難に直面しながらも、粘り強く続けられていますと記述されております。

また、日本は、唯一の被爆国であります。放射線の影響は被爆者の身体に長い間後遺症を残します。日本は核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずという非核三原則を掲げてきました。核兵器の廃絶と軍縮によって世界平和を推進することが、国際社会で日本が果たすべき役割なのです。このように教えられています。本音と建前があっても、全てに表と裏があるんだというようなことを教育でできましようか。絶対に核廃絶だけは人類の共通の願いなんだと、子どもたちに本音でそういうことが言えるような私たちにならなくてはならないというふうに思います。

議会として請願をここで議論することがいいのか悪いのか、あるいは妥当なのかどうかというような議論がございますけれども、中には外交問題だから請願にはそぐわないんじゃないかというような議論もございます。しかし、これまでも国の水道法の改正であるとか、出資法の全廃であるとか、食品衛生法にかかる問題であるとか、TPPに関わる問題だとか、私たちの生活に身近に関することがらがたくさんございます。それは全て外交問題といえれば外交問題です。身近な問題といえれば身近な問題です。私たちが町民の代表として、この議会で議論をし、請願することに何ら支障がございましようか。

私はそういった観点からも、この請願を採択すべきものとして討論に参加します。以

上です。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

私はこの請願に反対の立場で討論いたします。

同様の請願が 2017 年にもあり、私は反対の立場で討論いたしました。そのときの一番の主な点は次のことです。条約推進派は、非保有国に軍縮を促すため、核兵器の非人道性に焦点を当てて、廃止の、禁止の根拠としましたが、この条約が問題とされている中には、現実の安全保障環境を条約が考慮していない点といわれていたことにありました。そして、本条約の崇高さは唯一の戦争被爆国である日本が最も感じており、核拡散防止条約 N P T や、包括的核実験禁止条約 C T B T などの枠組みの中で、核保有国と非保有国との調整役として、現実的な軍縮を追求していくことが、日本の立場であるとしたものでした。

2017 年に核兵器廃絶国際キャンペーン I C A N がノーベル平和賞を受賞しました。同条約の採択などに大きな貢献をしたことが受賞理由でありました。その後、来日した I C A N 事務局長と首相との会談が、日程の都合として実現しなかったことがございました。このことは、私は大きな失望を感じました。保有国と非保有国との橋渡しをしようとしていた日本側の対応にがっかりもしたんです。どんな都合があつたにせよ、とてもいい機会であつた、会談すべきだったと今も考えています。

N H K が 2019 年に行った世論調査によれば、本条約に参加すべきだと答えた人は 65.9% にのぼり、日本世論調査会による今年の世論調査でも 72% が参加すべきだと答えています。I C A N や被爆者団体なども本条約に参加しない日本政府の姿勢を強く批判しており、世論の後押しとなっています。I C A N の事務局長は、日本は米国のような核武装国との軍事同盟を維持したまま、この条約に参加することができると述べ、調査の必要性を強調しています。

なのに日本が、なぜ本条約に参加しないのか、外務省の見通しは、現在の国際社会が保っている安全保障上のバランスを崩すことになると、逆に不安定な状況をつくりだしてしまうだろうといっています。さらには、参加しない理由として、条約をめぐる国際社会の対立がいわれます。核の安全保障を受容する国と、それ以外とに国際社会を二分する結果になるとしています。日本政府としては、従来の N P T に基づくアプローチがある中で、国際社会の分断をまねく本条約のアプローチは受け入れがたいということだと私は考えています。

N P T と本条約は、核兵器のない世界という共通の目標を有しているものの、そのア

アプローチが全く異なるということを私は感じています。NPTは国際安全保障の現実を直視しつつ、対話や交渉を通じて前進的なアプローチを取るものであり、本条約は、より急進的なアプローチを目指しているといえます。このことから、単に米国に追従して本条約に参加していないという単純な話ではないとも、私はそう感じています。

オバマ前大統領は、2009年のプラハ演説によってノーベル平和賞を受賞いたしました。しかし、翌年には臨界前核実験を行い批判を集めた経緯がありました。どちらのアプローチが望ましいのか、答えはやっぱり見つかりません。

本条約は遅々として進まない核軍縮の機能が十分に機能してこなかった歴史の裏返しとの意見もあります。しかしながら、核兵器に関する国際社会の前進的な歩みを、不断の努力を私は否定はできかねます。

翻って、当町は平和都市宣言を決議しました。私は原爆が投下された8月6日8時15分、地元の大徳寺で平和の鐘一突き運動というのをやっています。16年になりました。ちなみにご紹介いたしますが、平和首長会議ということがございます。一般会計決算、2款、総務費、1項1目19節、この交付金においても、平和首長会議として2,000円を町は拠出しています。平和首長会議は、反核運動を促進する世界の地方自治体で構成される国際機関です。82年に当時の広島市長の呼びかけで設立されました。2020年までに核兵器廃絶を目指し、そのための交渉を推進することを約束としています。2020年まででした。ICANの国際提携組織の一つに入っています。

この首長が署名した自治体は世界164の国と地域の7,956の自治体が加盟。日本国内では、1,733都市があり、会津坂下町は2009年7月、参加しました。ほか会津17市町村も参加済みです。アメリカが昨年行った臨界前核実験に対する抗議文も、平和首長会議として出しています。

もう一つご紹介します。被爆者国際署名です。2016年4月から開始され、被爆者国際署名連絡会は、全ての国が核兵器禁止条約に入り、核兵器をなくすよう求めて、この署名を国連に提出しているとしています。私も署名しています。全国1,277市町村及び20都道府県が署名しているところであります。会津では、会津若松、喜多方、美里、猪苗代、西会津、三島、南会津、昭和村の8市町村が署名していますが、坂下町はまだしておりません。

こういった一人ひとりのつながり、核兵器を廃絶する目的は同じとしていますが、国が世界を動かすためにはどうしたらいいのか、もう一度このことを考えて、やはりどちらのアプローチが望ましいのかは、容易には答えは見つかりません。国際安全保障の現実で、今まで培ってきたNPTを強力にさらに進め、崇高な本条約を見据えてもらいたいと私は考えてます。

この請願を通して安全保障や核について、改めて考えさせられました。本請願者、並びに紹介議員の皆様には深く感謝いたします。来年も私は大徳寺で平和の鐘を突こうと思っています。以上です。

ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより請願第4号「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する請願書」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第4号に対する委員長報告は不採択であります。採決にあたりましては可とすることを諮る原則によりまして、本請願を採択することについてお諮りいたします。

念のため繰り返して申し上げます。請願第4号に対する委員長報告は不採択であります。採決にあたりましては可とすることを諮る原則によりまして、本請願を採択することについてお諮りいたします。

この請願を採択することに賛成の職員の起立を求めます。

(少数起立)

◎議長（水野孝一君）

起立少数であります。

よって、請願第4号は、委員長報告のとおり不採択とすることが決定されました。

昼食のため休議といたします。

(午後0時07分)

再開を午後1時といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午後1時00分)

◎請願第5号、請願第6号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第18、文教厚生常任委員会に付託をしておきました請願第5号「新型コロナウイルス対策に支援を求める意見書の提出を求める請願について」及び、請願第6号「県立高等学校改革における坂下高等学校・大沼高等学校の統合・再編について地域実態に合った統合・再編にするために継続協議を求める請願書」を一括議題といたします。

議題とした請願の審査経過及び結果について、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

◎4番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、文教厚生常任委員会委員長赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

請願第 5 号及び請願第 6 号につきまして、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、請願第 5 号「新型コロナウイルス対策に支援を求める意見書の提出を求める請願」につきまして、去る 9 月 9 日、役場 3 階大会議室におきまして、委員 7 名全員出席のもと、慎重に審議をいたしました。

委員からは、趣旨に賛成する主な意見として、新型コロナウイルスワクチンが開発されていない現状では、不安を払拭させるためにも、希望する方が検査を受けられる体制を整えるべきである。検査を希望しているのに受けることができない体制自体を打破しなければならないなど、意見が出され、慎重に審議した結果、文教厚生常任委員会の委員全員一致で、この請願は採択するものと決しました。

続きまして、請願第 6 号「県立高等学校改革における坂下高等学校・大沼高等学校の統合・再編について地域実態に合った統合・再編にするために継続協議を求める請願書」につきまして、去る 9 月 9 日、役場 3 階大会議室におきまして、委員 7 名全員出席のもと、審議を行いました。

委員からは、趣旨に賛成する主な意見として、生徒募集が始まる前に、何とか地元の意見を県に届けるには、今このタイミングで出すべきである。町民感情からしても、統合・再編するのであれば、同町内にある高校とすべきである。これからの子どもたちのことを一番に考え、地元地域や学校の意見をしっかりと汲み取り、お互い納得した形で結論を出すためにも、継続協議をし続ける必要があるなどの意見が出され、慎重に審議した結果、委員全員一致で、この請願は採択するものと決しました。

以上、報告といたします。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は 1 件ごとに行います。

まず、請願 5 号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようです。これをもって質疑を終結いたします。

次に、請願第 6 号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。討論・採決は1件ごとに行います。

まず、請願第5号に対する討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第5号「新型コロナウイルス対策に支援を求める意見書の提出を求める請願について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

請願第5号に対する委員長報告は採択であります。

この請願を、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、請願第5号は、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

次に、請願第6号に対する討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第6号「県立高等学校改革における坂下高等学校・大沼高等学校の統合・再編について地域実態に合った統合・再編するために継続協議を求める請願書」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

請願第6号に対する委員長報告は採択であります。

この請願を、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、請願第6号は、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

◎議員提出議案第 9 号、提案・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 19、議員提出議案第 9 号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議員提出議案第 9 号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を、会津坂下町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 2 年 9 月 15 日提出

提出者	会津坂下町議会議員	青 木 美貴子
賛同者	同	目 黒 克 博
同	同	蓮 沼 文 明
同	同	物 江 政 博
同	同	赤 城 大 地
同	同	横 山 智 代
同	同	渡 部 正 司
同	同	小 畑 博 司
同	同	佐 藤 宗 太
同	同	山 口 享
同	同	渡 部 順 子
同	同	五十嵐 一 夫
同	同	酒 井 育 子

会津坂下町議会議長 水 野 孝 一 様

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがなくなっています。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望するものです。

記

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和２年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和２年 9 月 15 日

福島県河沼郡会津坂下町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

経済再生担当大臣

まち・ひと・しごと創生担当 宛

◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明を求めます。

◎13 番（青木美貴子君）

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番（青木美貴子君）

議員提出議案第 9 号に説明について

議員提出議案第 9 号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」ご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、今後の地方財政は地方税などの大幅な減少により、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況の中、地域の実情に応じた行政サービスを安定的、かつ持続的に提供していくためには、地方税及び地方交付税などの一般財源の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。

このことについて、国に強く要望するため、意見書(案)のとおり提出するものでございますので、なにとぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。よろしく願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第 9 号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第 9 号、提案・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 20、議員提出議案第 10 号「新型コロナウイルス対策に支援を求める意見書の提出について」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議員提出議案第 10 号

新型コロナウイルス対策に支援を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を、会津坂下町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 2 年 9 月 15 日提出

提出者	会津坂下町議会議員	赤 城 大 地
賛同者	同	蓮 沼 文 明
同	同	物 江 政 博
同	同	小 畑 博 司
同	同	渡 部 順 子
同	同	五十嵐 一 夫
同	同	青 木 美貴子

会津坂下町議会議長 水 野 孝 一 様

新型コロナウイルス対策に支援を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の感染が広まる中、多くの都道府県で感染者数を更新する事態となっています。無症状者による市中感染が拡大しているとの指摘もあります。

政府は、PCR 検査能力の確保を繰り返し言明するものの、医師が PCR 検査の必要を判断した場合でもなかなか受けられない状況にあります。感染した可能性のある市民が検査を受けたくても、受けられないなど「検査難民」とも言える事態が国民の不安を拡大させています。

全国的な感染拡大がみられる中、症状の有無に関わらず、いつでも、誰でも、何処でも、PCR 検査を受けられるように体制を作る必要があります。とりわけ、医療従事者や介護従事者、保育士や幼稚園教諭、学校教員はじめ、生活維持に欠かせない職業に就いている方々の希望する人に対して PCR 検査を迅速に実施することが求められています。

PCR 検査の体制確立拡充のため、国は財源を確保し、実効ある対策を講じなくてはなりません。保険適用による検査取り扱いの明確化、検体輸送体制の整備、検査機器の

増設、臨床検査技師の適切な配備、公的検査機関等の増設及び運営費への支援、関係資材の供給とともに、検査機関や医療機関への支援、すべての医療関係従事への支援及び検査を受ける人への対応体制の整備などが喫緊の課題となっています。国民は、いかなる場合でも適切な医療を受けられるという、医療への信頼が安心感となります。

つきましては、国会及び政府関係機関において、下記の事項について実現するよう強く求めるものです。

記

- 1、PCR検査を希望する人が、速やかに受けられるように、検査機器の増設や、関係資材の供給とともに、運営費への支援を拡充すること。
 - 2、検査機関や、医療従事者のすべての関係者への支援を充実し、労働環境を守ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月15日

福島県河沼郡会津坂下町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）宛

◎議長（水野孝一君）

提出者の説明を求めます。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、文教厚生常任委員長赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

新型コロナウイルス対策に支援を求める意見書でございますが、先ほど請願第5号で報告申し上げましたとおり、PCR検査を希望する人が、速やかに受けられる体制を整えるため、意見書(案)のとおり提出するものでございます。なにとぞ議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議員提出議案第 10 号「新型コロナウイルス対策に支援を求める意見書の提出について」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第 11 号、提案・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 21、議員提出議案第 11 号「県立高等学校改革における坂下高等学校・大沼高等学校の統合・再編について地域実態に合った統合・再編にするために継続協議を求める意見書の提出について」を議題といたします。
議案を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議員提出議案第 11 号

県立高等学校改革における坂下高等学校・大沼高等学校の統合・再編について
地域実態に合った統合・再編にするために継続協議を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を、会津坂下町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 2 年 9 月 15 日提出

提出者 会津坂下町議会議員 赤 城 大 地

賛同者	同	蓮 沼 文 明
同	同	物 江 政 博
同	同	小 畑 博 司
同	同	渡 部 順 子
同	同	五十嵐 一 夫
同	同	青 木 美貴子

会津坂下町議会議長 水 野 孝 一 様

県立高等学校改革における坂下高等学校・大沼高等学校の統合・再編について地域実態に合った統合・再編にするために継続協議を求める意見書（案）

2019年2月8日に福島県教育委員会は、少子化などによる生徒数減少に対応するため、2023年度までに県立高25校を13校に統合再編する計画をまとめ発表しました。

県教育長は「小規模校では生徒が切磋琢磨するために必要な集団規模の確保が難しく、部活動も限定されるため改革は避けられない。地域や学校の理解を求めながら進めたい」として、会津地区における県立高等学校改革前期実施計画において、坂下高等学校と大沼高等学校を統合・再編する方針案が示されました。

しかしながら、坂下高等学校同窓会をはじめ、地元関係者からは、県からの説明が不十分であり、統合については、地元関係者の十分な理解が得られていないとの声や、坂下高等学校の沿革に鑑みれば会津農林高等学校への統合が望ましいなどとの声が多数挙げられております。

県立高等学校改革については県内各地域で、様々な議論や意見の集約がなされている現状の中、これらの地域の実状を理解していただくためにも、継続した協議および十分な説明が必要であると考えられます。

つきましては、地域実態に合った学校統合・再編の実現に向けて、下記事項について、誠実に対応されることを強く求めるものです。

記

- 1 歴史的背景をふまえ、坂下高等学校と会津農林高等学校との統合・再編とすること。
- 2 福島県教育委員会の県立高等学校改革について関係各位と継続協議をすること。
- 3 学校統合・再編により精神的動揺をしている生徒や、高校進学予定者に向けた支援を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月15日

福島県河沼郡会津坂下町議会
 福島県知事
 福島県教育長
 福島県議会議長 宛

◎議長（水野孝一君）

提出者の説明を求めます。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、文教厚生常任委員長赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

県立高等学校改革における坂下高等学校・大沼高等学校の統合・再編について地域実態に合った統合・再編にするために継続協議を求める意見書でございますが、先ほど請願第 6 号で報告申し上げましたとおり、歴史的背景を踏まえ、坂下高等学校と会津農林高等学校との統合・再編を求めるとともに、地元関係者や進学予定をしている子どもたちに寄り添い、お互いが納得できる形で統合・再編ができるよう、継続協議を求めるため、意見書(案)のとおり提出するものでございます。なにとぞ議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第 11 号「県立高等学校改革における坂下高等学校・大沼高等学校の統合・再編について地域実態に合った統合・再編にするために継続協議を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

◎議長（水野孝一君）

日程第 22、議員派遣の件についてを議題といたします。

内容について職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

令和 2 年 9 月 15 日

会津坂下町議会議長 水野孝一

1 福島県町村議会議長会主催議員研修会

- （1） 目 的 二元代表制による議会機能の高揚と町村自治の振興発展を図る
- （2） 派遣場所 福島県郡山市
- （3） 期 間 令和 2 年 1 0 月 8 日（木）
- （4） 派遣議員 議員 1 4 人以内

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、会議規則第 127 条の規定により、議員の派遣をしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本案は、原案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎継続調査の申出

◎議長（水野孝一君）

日程第 23、継続調査の申し出を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員会、総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴特別委員会、議会改革特別委員会、行財政改革検討特別委員

会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定により、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

申し出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長（水野孝一君）

町長より、挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

本日、第 3 回定例会が閉会されるにあたり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

9 月 3 日から本日までの 13 日間、議員の皆様方には、真剣かつ慎重にご審議を賜り、本日を迎えることができました。

本定例会に提出いたしました案件は 27 件でありましたが、人事案件をはじめ、条例の制定及び改正、一般会計並びに各特別会計の決算認定、補正予算等の全議案を、原案のとおり議決を賜りまして、心より感謝を申し上げる次第であります。

本会議中に、議員の皆様方から寄せられました、貴重なご意見、ご提言につきましては、肝に銘じながら町政執行にあたってまいります。

また、収束の見通しが難しいコロナ禍の状況下におきましては、地方自治体の財政に対し深刻な影響を及ぼすものと予想されております。

本町におきましても、町税など歳入の減少につながり財政状況の悪化が懸念されるところではありますが、国や県の動向を注視するとともに、有効な財源を最大限活用し、財政健全化と併せて、持続可能なまちづくりの推進に取り組んでまいります。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に、改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会にあたりましての挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（水野孝一君）

これをもちまして、令和2年第3回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後1時28分）

なお、午後1時40分より、議員のみによる議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室に参集願います。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 9 月 1 5 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員